

秋田市中心卸売市場・秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部改正に関する取引参加者等からの意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和元年12月13日（金）から令和2年1月4日（土）まで

2 意見提出状況

(1) 提出者 1名

(2) 意見数 1件

ご意見の概要	市の考え方・対応
<p>秋田市卸売市場は県民市民の台所として生鮮食料品を安定的に供給する拠点であり、公設公営施設としての重要な役割を担っている施設であることは言うまでもありません。</p> <p>広く意見を募集していた卸売市場の取引ルール規制は、時代の流れと共に市場のみならず変化してきているので、その方針に沿った方向に緩和することになるのが自然体と考えられます。</p> <p>現在、生鮮食料品等の流通形態は、産地での直売所やインターネット販売など卸売市場を通さない方法が増加しており、今後もこれまで以上に、市場経由率も低下することが懸念され、自ずと業界では様々なビジネススタイルへと変化することが余儀なくされ、取引の環境は大きく変わることが考えられる。</p> <p>今後の卸売市場のあり方を考えた場合、様々なケースに対応出来る業者間の体制づくりを考える必要がある、また、これらと対抗していくためには一定の</p>	<p>第三者販売等の取引ルールについては、今後、市場の活性化を図るため、売買取引等に係る多様な取組が可能となるよう環境を整えることを目的に、その規制を緩和しようとするものです。</p> <p>一方で、第三者販売等の取引があった場合は、届出を義務付けており、市は、その内容に疑義が生じたときは必要に応じて指導・監督を行うとともに、市や市場内事業者等との協議の場を設けるなどして、取引の透明性や公平性の確保を図りながら、卸売市場の適切な管理・運営に努めてまいります。</p>

規制緩和は必要であると考えます。

しかしながら、一方でこれまで開設以来蓄積してきた取引の秩序が、条例改正により規制緩和されることで、卸業者、仲卸業者等の関係が悪化すること、共存共栄の精神、公共性が失われるのではないかと、懸念されます。

こうしたことにより、県民市民への生鮮食料品の安定供給に影響が出ないように業者のみなさんも各社が連携し新たなビジネスモデルの構築を望んでおられますし、卸売市場の基本である役割（仕組み）を十分担ってもらうようにしてもらいたいと考えております。

最後に今後も卸売市場内において、一定秩序が保たれ公共性を重視していくことを念頭に市場内関係者が対話等を通じながら良好な関係を維持していくことが肝要であると認識しております。

併せて、これまで以上に市民県民、地域に一層親しまれるような市場づくり（市場活性化含）に向けた体制づくりがなされるよう期待するものです。